

意匠法等の一部を改正する法律要綱

第一 意匠の定義の見直し

物品がその機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものを保護の対象とする」と。

第二 意匠権等の効力の拡大

意匠権、特許権及び実用新案権の実施の定義並びに商標権の使用の定義に輸出を追加すること。

第三 意匠登録要件の見直し

後の出願に係る部品の意匠又は部分意匠が先の出願に係る意匠の一部と同一又は類似である場合、先の出願に係る意匠公報発行の日前までの出願であつて、出願人が同一であれば、後の出願に係る部品の意匠又は部分意匠の意匠登録を受けられるものとすること。

第四 新規性喪失の例外の適用に係る証明書提出期間の延長

意匠登録出願の日から十四日以内とされている新規性喪失の例外の適用に係る証明書の提出期限について、これを延長し、意匠登録出願の日から三十日以内とすること。

第五 関連意匠制度の見直し

同日出願の場合のみ登録が認められている関連意匠について、本意匠の公報発行の日前までの期間であれば、後日出願に係る関連意匠の意匠登録を受けることができるものとすること。

第六 秘密意匠の請求時期の追加

秘密意匠の請求をすることができる時期について、意匠登録の第一年分の登録料の納付と同時にする場合を新たに追加すること。

第七 意匠権の存続期間の延長

意匠登録の日から十五年としている意匠権の存続期間について、意匠登録の日から二十年に延長すること。

第八 意匠の類似の範囲の明確化

登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行つものとすること。

第九 意匠権等の侵害とみなす行為の見直し

譲渡、貸渡し及び輸出を目的として意匠権、特許権及び実用新案権を侵害する物品を所持する行為を侵害とみなす行為とすること。

第十 罰則の見直し

- 一 意匠権、特許権、実用新案権及び商標権の侵害に係る刑事罰について、懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げ、これらを併科できるようにするとともに、法人处罚に係る罰金刑の上限を引き上げること。
- 二 不正競争防止法における営業秘密の侵害行為及び他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為に係る刑事罰について、懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、法人处罚に係る罰金刑の上限を引き上げること。
- 三 意匠法、特許法、実用新案法、商標法及び不正競争防止法における秘密保持命令違反に係る刑事罰について、法人处罚に係る罰金刑の上限を引き上げること。

第十一 補正制度の見直し

拒絶理由通知を受けた後に、特許請求の範囲に記載された発明を技術的特徴の異なる別発明に変更する補正を禁止すること。

第十二 分割出願制度の見直し

特許査定後及び拒絶査定後三十日以内であれば出願の分割を認めるものとすること。

第十三 外国語書面出願の翻訳文提出期間の延長

外国語書面出願の翻訳文提出期間について、出願日から一年一月（但し、パリ優先権を伴つて日本に第二国出願した場合には、第一国出願日から一年一月以内）に設定すること。

第十四 小売及び卸売の業務に係る商標の保護

小売及び卸売の業務において顧客に対して便益を提供する際に使用される商標について、役務に係る商標として商標登録を受けることができるものとすること。

第十五 団体商標の主体の見直し

社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）について、団体商標の商標登録を受けることができるものとすること。

第十六 その他

その他所用の規定の整備を行うこと。

第十七 施行期日

公布日の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとすること。
ただし、第四及び第十五については、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める
日から、第一、第九、第十については、平成十九年一月一日から、附則第十条及び第十五条については、
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十
八年法律第 号）の施行の日又は平成十九年一月一日のいずれか遅い日から、それぞれ施行すること
とすること。